

平成27年第1回大多喜町議会定例会

## 5月会議会議録

平成27年 5月20日 開会

平成27年 5月20日 散会

大多喜町議会

## 平成27年第1回大多喜町議会定例会5月会議会議録目次

### 第1号（5月20日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	2
行政報告	2
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	3
議案第23号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	4
議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
休会について	30
散会の宣告	30
署名議員	31

第 1 回大多喜町議会定例会 5 月会議

( 第 1 号 )

平成27年第1回大多喜町議会定例会5月会議会議録

平成27年5月20日(水)

午後 2時00分 開議

出席議員(11名)

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	小高芳一君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	志関武良夫君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
総務課長	加曾利英男君	企画財政課長	西郡栄一君
産業振興課長	野村一夫君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	渡辺八寿雄	書記	大竹義弘
------	-------	----	------

議事日程(第1号)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第23号 大多喜町歴史的景観条例の一部を改正する条例の制定について  
(委員長報告)
- 日程第3 議案第40号 大多喜町地域防災計画の修正について
- 日程第4 議案第41号 平成27年度大多喜町一般会計補正予算(第2号)

---

### ◎開議の宣告

○議長（志関武良夫君） 本日は、平成27年第1回議会定例会5月会議を招集しましたところ、議員各位を初め、町長及び執行部職員の皆さんにはご出席をいただきまして、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日、5月20日は休会となっておりますが、議事の都合により、第1回議会定例会を開催いたします。

これより、5月会議を行います。

(午後 2時00分)

---

### ◎行政報告

○議長（志関武良夫君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 平成27年第1回議会定例会5月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成27年第1回議会定例会5月会議を開催させていただきましたところ、議長を初め、議員の皆様方には大変お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、詳細はお手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承をいただきたいと思います。このうち、4月29日に結婚活動支援事業として開催した、出会いの広場 i n おおたきには、男女それぞれ12名が参加しました。当日は、天候にも恵まれ、参加者は太巻きずしづくりをした後、フリータイムにはレンゲまつり会場で散策を楽しみ、この結果4組のカップルが誕生しました。

また、5月13日には、役場中庁舎がBELCA賞を受賞したことから、この表彰式がございました。この賞は、良好な建築物が現代社会の中で、生き生きと活用されることを目的に設けられた賞で、長年にわたり適正に維持保存され、今後も長く維持保存される計画がある模範的な建築物を対象としたロングライフ部門と、社会の変化に対応したり、リフォームにより見事に蘇生した建築物を対象としたベストリフォーム部門の2つに分かれており、2つの部門を合わせて年間10件の表彰をするもので、役場中庁舎はロングライフ部門で受賞しま

した。

数多くの中から、役場中庁舎がこの賞を受賞したことは、大変名誉なことであり、引き続き大多喜町のシンボルとして計画的な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

さて、本日の会議でございますが、地域防災計画の修正に関する議案と、ふるさと納税事業、地域公共交通対策事業に関する補正予算を提出させていただきましたので、十分ご審議をいただき、可決くださいますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） これで行政報告を終わります。

---

### ◎諸般の報告

○議長（志関武良夫君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会4月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りした印刷物によりご了承いただきたいと思います。

なお、5月12、13日と、3市3町議会議長連絡協議会の総会並びに行政視察がありましたので、ご報告させていただきます。

3市3町議会議長連絡協議会は、茂原市、市原市、袖ヶ浦市と長柄町、長南町、大多喜町の議会議長で構成されている団体であります。近隣議会の連絡協調を図り、地方自治の振興発展に資することを目的として、毎年行政視察や優良企業の視察などを行っております。

総会につきましては、平成26年度の会務報告や決算の認定、そして平成27年度事業計画や予算案などを審議され、いずれも原案どおり可決されました。

また、役員改選では、会長が茂原市議会議長から袖ヶ浦市の議長に、また、会長代理については、長柄町議会議長から大多喜町議会議長、私になりました。

次に、行政視察であります。ことしは茨城県つくば市に、つくば健康マイレージ事業について視察に伺いました。マイレージ事業とは、健康診断やがん検診、それに歯科健診など5項目の健康目標を定め、そのうち3つ以上の項目を達成すると、応募によりまして記念品が贈呈されるという事業であります。健康意識の高揚を図っている事業であるとのこと。

応募者は年々増加しており、また各検診の受診率も上がっているとの説明であります。

これで、諸般の報告を終わります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（志関武良夫君） これから、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

5番 野村 賢一 君

6番 江澤 勝美 君

を指名します。

---

◎議案第23号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第2、議案第23号 大多喜町歴史的景観条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、福祉経済常任委員会の審査結果を委員長から報告願います。

7番小高芳一君。

○福祉経済常任委員長（小高芳一君） それでは、報告をいたします。

平成27年3月6日に開催された第1回議会定例会3月会議で、福祉経済常任委員会に付託された議案第23号 大多喜町歴史的景観条例の一部を改正する条例について、福祉経済常任委員会における審査の経過及びその結果について報告いたします。

福祉経済常任委員会は、4月28日に町執行部から説明員として所管課職員の出席を求め、常任委員会委員5名の出席のもと、付託された議案の審査を行いました。

その結果、公平な予算の執行と町全域における歴史的景観整備の充実を期することが重要であるとの判断に基づき、現行条例で景観形成地区を対象に補助制度を適用される本事業に対しては、対象地区を拡大する必要があること、また、景観形成については、房総の小江戸をイメージしてまちづくりをしている以上、景観審議会の存在は必要であり、条例から削除することには賛成できないとする結論に達しました。

また、現行条例において規定している景観形成地区内における建築物等については、町に届け出義務があるにもかかわらず、無届けのまま景観を損なう建造物が建設されている事実も見受けられるなど、町の観光行政に対する希薄さがうかがえることも事実であります。

さらに、規則で定めている補助金交付要綱は、国庫補助を受けて実施してきた当時の補助内容であり、今の時代に即した補助体系に改正する必要があるとの意見もありました。

このようなことから、大多喜町の一部の地区を景観形成地区に指定して、その修復、修繕等に高額な補助金を交付することは、公平感に欠ける行為であると判断されます。

国庫補助事業が終了したとはいえ、町の歴史的景観を保持、維持することは、町の責務であり、条例の趣旨でもあると言えます。

また、本条例施行規則で規定する補助金交付要綱で示す、補助金交付申請等を協議する景観整備事業検討委員会の構成員は、行政に携わる者が大半であることも、民意が反映されず、公平性を欠いていると言わざるを得ません。

このようなことから、付託を受けた当委員会としては、歴史的景観審議会を削除しようとする本条例改正案は、全員否決の結果となりました。

またあわせて、同検討委員会については、構成員を見直すこと、景観形成地区の範囲を拡大すること、補助金制度の見直し等、関係諸規定の改正を要望するものと決定をいたしました。

なお、誤解があるといけませんので、補足をさせていただきますけれども、今回の条例は、歴史的景観審議員の必要性を問う議案であります。大多喜町には、多くの歴史的景観を守っていかなければいけない部分がたくさんあります。現在の町並み整備地区ももちろんでありますけれども、多くの重要な歴史的景観施設を、今後も町が積極的に補助をし、守っていく。そして、今大多喜町に訪れている多くのお客さんが、長い時間大多喜町に滞在するように、この歴史的景観を整備していただきたい。そして、この審議会は、その必要性あるいは公平性、歴史的価値、こういうものを審査していただく、そういう審議会にしていきたいということであります。

以上で委員長報告を終了します。

○議長（志関武良夫君） ただいま、福祉経済常任委員会に付託されておりました議案第23号について、委員長から審査結果が報告されました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第23号 大多喜町歴史的景観条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手なし)

○議長（志関武良夫君） 挙手ゼロです。

したがって、議案第23号は否決されました。

---

#### ◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第3、議案第40号 大多喜町地域防災計画の修正についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、議案第40号につきまして説明をさせていただきます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

これから説明させていただく地域防災計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、市町村の防災会議が定めるもので、計画の内容としては、防災に関して、地方公共団体や公共的団体などが処理すべき事務や業務の大綱、防災のための調査研究や教育訓練、防災に関する予報の発令や伝達、災害応急対策や災害復旧に関することなどがございます。

本庁の地域防災計画につきましては、平成20年度に作成したもので、その後平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓に、国の防災基本計画や千葉県の地域防災計画の見直しが行われておりますので、本庁の地域防災計画に関しましても、国や県の計画との整合性を図る必要があることなどから、修正を行ったものでございます。

地域防災計画は、大多喜町防災会議で修正をしましたが、本庁の地域防災計画に関しましては、大多喜町議会基本条例第11条第1項の規定により、議会の議決事件として定められておりますので、これに基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

計画の修正に関するこれまでの経緯でございますが、修正に伴う業務量が多いことから、この業務をコンサルタントに委託することとし、指名競争入札の結果、昨年6月2日に株式会社パスコと委託契約を締結しました。

その後、8月29日に防災会議を開催して修正方針について協議し、関係行政機関である千葉県、警察、広域消防や町内部で組織する検討委員会、また東京電力や電気通信事業者等と協議を重ねまして修正を行い、4月14日と28日に議会全員協議会を開催させていただきました。

て、計画案に関してご意見をお聞きして、最終的には先週の5月14日に防災会議を開催し、修正を完了したものでございます。

なお、本町の防災会議の目的、所掌する事務、組織などにつきましては、災害対策基本法に基づき、町の条例で定められており、防災会議の委員構成としましては、千葉県の機関として、夷隅地域振興事務所、夷隅土木事務所、夷隅健康福祉センター、南部林業事務所、そのほか勝浦警察署、夷隅広域消防、消防団、農林水産省関東農政局、千葉地域センター、東日本電信電話株式会社、東京電力、大多喜ガス、いすみ鉄道、自主防災組織、そして町の関係課の代表で組織をしております。

修正内容につきましては、平成20年度に策定した計画を全面的に見直すような形となりましたので、新旧を対照して説明することが難しい状況でございますので、計画の基本的な考え方や、見直しのポイント、また4月14日と28日に開催しました議会全員協議会で説明させていただいた後に、さらに修正をした点を説明させていただきたいと思っております。

それでは、別冊の大多喜町地域防災計画のほうをごらんいただきまして、一番下にページを振ってありますが、総則編、総-1というページがありますけれども、これをお開きいただきたいと思っております。

まず計画の目的でございますが、一番上の行でございますけれども、この計画は災害対策基本法第42条の規定に基づき、大多喜町防災会議が作成する計画でございます。

次に中ほどでございますが、今回の本町地域防災計画の修正は、この大震災、東日本大震災のことでございますけれども、この教訓を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、本町に係る災害対策を実施する際に処理すべき事務または業務の大綱を定めるものでございます。

さらに、住民や事業所等の役割を明らかにし、地震災害、風水害、放射性物質事故や大規模火災、航空機・鉄道などの公共交通等の事故災害などの各種大規模災害事故の各段階に応じた災害予防、災害緊急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としております。

次に、1ページめくっていただきまして、総-2ページでございますけれども、計画の構成でございますが、これも大幅に修正をいたしました。

まず、第1編として総則。第2編としまして震災編ですが、震災編の附編としまして東海地震に係る周辺地域としての対応計画を加えております。第3編、風水害等編。第4編、放

放射性物質事故編。第5編、大規模火災等編。第6編、公共交通等事故編としまして、国や県との計画との整合を図るため、修正前の計画から構成を大幅に見直しをいたしました。

次に、ページの中ほどよりやや上、行が始まる場所ですが、第1編総則ですが、総則は、計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとの総則で示されていた事項を共通事項として整理するため、平成26年度修正、今回の修正でございますが、において新設したものでございます。

次に、下から6行目でございますけれども、第4編というところですが、第4編から第6編までの各編については、放射性物質事故対策計画の見直しにあわせ、従来の大規模事故編に規定していた各種大規模事故災害への対策を種別ごとに3編に分類をしたものでございます。

次に、総-3ページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、計画の基本的な考え方について説明をさせていただきます。これも、前回の修正の主なポイントでございます。

まず第1節、減災を重視した防災対策の方向性のところの一番上でございますけれども、我が国では、阪神・淡路大震災以降、幾度かの大規模災害を経験する中で、これまでの「防災（被害を出さない）」に対する取り組みから「減災（被害を減少させる）」に関する取り組みに重点が置かれるようになってきているというふうに記載しておりますが、このことから、災害を完全に防ぐことは不可能なことを認識して、被害を最小化する減災の考え方を防災対策の一つとしております。

次に第2節、地域防災力の向上という項目でございますけれども、一番上の行になりますが、大規模な災害においては、発災直後の住民一人一人の自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。平時から正しい知識を持ち、みずからが考え、行動することの重要性を再認識し、「みずからの命はみずから守る」とする自助の取り組みの強化を図るとしております。防災教育の充実や防災意識の向上に、このようなことから努めることとしております。

次に、この節の上から6行目、また、というところですが、また、過去の大規模災害から、災害発生時には地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより、生き埋めになった被災者を地域の人たちが救助するなど、救命に大きな成果を上げているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、地域

において共助の中核となる人材を育成することなどの取り組みの強化に努めるということで、地域の防災力の向上について規定をしております。

次に、この下から4行目になりますけれども、このような取り組みの強化とあわせ、本町を初めとする防災関係機関においても、住民の安全・安心を守るためにとり得る手段を尽くし、地震や風水害などのさまざまな災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、町全体としての防災力の向上を図っていくということといたしまして、防災関係機関の防災力の向上とともに、地域における防災力の向上も基本的な考え方の一つとしております。

次に、次のページ、総-4の第3節でございますけれども、一番上ですが、ひとり暮らしの高齢者を初め、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人などの要配慮者は、それぞれの特性により、情報伝達における支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活及び生活の変化への適応における支障など、避難行動や避難生活に関してさまざまな支障を抱えており、災害発生時には健常者よりも被害を多く受ける傾向にあることが知られているとしまして、このことから大規模災害の予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階で、要配慮者の視点に立った対策を講ずることとしております。

次に、同じ節の下から5行目、また、というところですが、また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布を初めとし、さまざまな場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。このことから、防災に関する政策・方針決定過程や防災現場における女性の参画を拡大することとしております。

なお、その下の第4節では、本計画は県の地域防災計画の見直しの都度、また、その見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを行うことを規定しております。

以上が計画の目的、計画の基本的な考え方及び修正の主なポイントでございます。

次に、4月28日に全員協議会で協議させていただいた後、協議会で出されたご意見、また関係機関、また町の関係課からの意見をもとに、さきにお配りしました計画案から幾つか修正した箇所がございますので、主な修正点を説明させていただきます。

なお、説明の都合上、説明の中でページが前後いたしますので、ご了承くださいたいと思います。

まず、震災編の26ページ、震-26ページなのですが、下から5行目の(8)孤立集落というところですが、第8号孤立集落対策の推進の項目でございますけれども、ここに下の2行

ですね、点で示してありますけれども、集会所等への非常用食料、飲用水の備蓄を行う。トランシーバー等の外部との最低限の通信手段を確保するというので、この2項目をつけ加えさせていただきました。これはさきの議会全員協議会でご意見を参考にさせていただきました。つけ加えたもので、土砂の崩落や道路の決壊等により孤立する可能性が高い集落に対して、非常用の食料、飲用水の備蓄、また外部との最低限の通信手段の確保を推進していくことを加えたものでございます。

次に、風水害編の16ページということで、風-16という番号、ページがあると思いますが、少し飛びますけれども、風-16というところをごらんいただきます。フウですね、カゼ、風水害編ですから風-16というページが振ってあると思いますけれども。

その下の2行になりますけれども、これも先ほどと同様、集会所等への非常用食料、飲用水の備蓄を行う。トランシーバー等の外部との最低限の通信手段を確保するというので、この項目を設けました。これも先ほどの震災編と同様に、風水害により孤立する可能性が高い集落に対して、非常用食料や飲用水、また外部との最低限の通信手段の確保を推進していくことを加えたものでございます。

次に戻りまして、震災編の45ページをお開きいただきたいと思います。

震災編の45ページで、下に表があるところがございますけれども、これの文章のほうの下から2行目からになりますけれども、また、本部長は必要に応じて、災害対策本部に警察、消防、自衛隊等の関係者の派遣を求めるものとする文言を加えさせていただきました。

これは、その下にあります組織図には、前回お配りした計画案にも自衛隊、消防関係者から本部長が派遣を認めたものを組織に加えるようになっておりますけれども、これも前回の議会全員協議会でご意見がございましたので、よりわかりやすくするために、本部長は必要に応じて、災害対策本部に警察、消防、自衛隊など関係する組織の職員の派遣を求めるという文言を加えたものでございます。

次に、風水害編の45、風-45というところをお開きいただきます。

これも、文章の下から2行になりますけれども、また、本部長は必要に応じて、災害対策本部に警察、消防、自衛隊等の関係者の派遣を求めるものとする文言を加えさせていただきました。これも先ほどの震災編と同様の理由により、本部長は必要に応じて、災害対策本部に、警察、消防、自衛隊など関係する組織の職員の派遣を求めることを加えたものでございます。

少しページが戻りまして、風水害編の21ページ、風-21というところをお開きいただき

いと思います。

上から8行目になりますけれども、1号の道路除雪対策。道路雪害防止対策のところの2号、(2)ですね、除雪区分というのがあるかと思いますが、除雪区分の次に、倒木処理を含むというようなことで、ここの括弧書きを加えさせていただきました。

これは、前回の全員協議会でいただきましたご意見をもとに、道路の雪害防止対策の除雪の区分に、道路に関する倒木の処理を含むというようなことを、明記したものでございます。

次にまたページが戻りまして、震災編の28ページ、お開きいただきたいと思います。

表になっておりますけれども、表の下から2つ目の欄になります。下から2つ目に、項目のところに、要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知または警告の配慮という項目が、下から2段目の左側のところにあると思いますけれども、この項目に関しまして、町からの警報の伝達や警報の手段として、前回お配りした計画案では、緊急通報システムを活用することとしておりましたけれども、災害発生の場合には、防災行政無線や緊急速報メール、また広報車による広報がより適切というふうに考えられますので、このような記載内容に改めさせていただきました。

次に、風水害編の29、風-29ページ、お開きいただきたいと思います。

これも震災編と同じですが、表の下から2つ目の欄のところでございますけれども、その項目として要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知または警告の配慮という項目に関しまして、震災編と同様の理由で記載内容を改めさせていただきました。

そのほか、簡易な字句の修正、また町の組織の分掌事務の改正、東日本電信電話会社の体制の変更などによりまして、前回の計画から一部改めさせていただいております。

そのほか、これまでお配りしておりませんでしたけれども、参考資料としまして、資料編というものを、最後のほうにつけ加えさせていただきました。

なお、資料編のうち、特に重要性があると思われる指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表というものは、前回お配りしました計画案にも最後に添付をさせていただいております。

以上、地域防災計画の修正につきまして、基本的な部分で大変恐縮ではございますけれども、内容の説明とさせていただきますので、ご審議くださるようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 修正案についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） すみません、大変すばらしい計画で、このとおりにできれば大変すばらしいと思っております。

計画は計画ですばらしいと思うんで、これはいいんですけれども、さっきの一番最初の説明してくださったこの目的とかの中で、減災とか自主的、自分は自分で守る、地域のつながり、自主防災組織、女性の参画を求めるんだということが、今の状況ではなかなかすぐ、これに対応できるような状況ではなかろうかと思います。

これを有効あるものにするには、実施計画なり、1年に全部、これ実のあるものに、すぐ実施できる体制にすることは難しいと思いますので、今年度はこれとこれを重点的に整備するというんですかね、とか、何年計画か何かで、この計画どおりになるようにするんだというような、毎年毎年の細かい実施計画みたいなのが必要ではないかと思いますけれども、それはもうできているんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 実施計画としてはできておりませんが、この、今説明させていただきましたものは、大綱、基本的なものというようなことになるかと思えますけれども、それをいかに運用していくかについては、前回もお話をさせていただいたかと思えますけれども、やはり、その実際はどういうふうに進んでいくかというふうなものが必要になるのではないかなと思います。また、それに対する訓練も必要であると思います。

そうしますと、具体的にはいろいろな災害に対応するマニュアル、例えば、初動体制のマニュアルですとか避難所の開設マニュアル、また飲料水や食料の調達のマニュアルと、そういうものが必要になってきますので、原案はできておりますけれども、そういうものを早急に整備したいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） では、そのマニュアルは全てのものについてもできていると。それを、単年度でマニュアル化して、それは実施に移せるようにするんだと。何年計画でやるんだとかじゃなくて単年度でやるという考え方でいいですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） マニュアルですけれども、町だけでできるものもございますけれども、そうでないものがございます。例えば義援金ですとか、環境関係の衛生関係ですとかそういうものがございますので、そういうものはすぐにはできないかと思えますけれども、

できるものからできるだけ早く、特に避難所の運営開設マニュアルなどにつきましては、本当にすぐ必要だと思えますけれども、できるだけ早くつくるようにしたいというふうを考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） では、優先順位をつけて、しっかりやっていくんだということによろしいですね。では、今年度はこれとこれをやるんだということについては、また改めて報告なりがあると考えてよろしいんですかね。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 特に急ぐのは、やはり避難所をどういうふう開設していくかどうかですね。初動のマニュアルじゃないかと思えますので、原案はできておりますので、それを優先的にしたいということと、あと、そういう機会等ございましたら、またそういうものもお配りすることは全く差し支えないと思えますので、お配りなり報告なりは、できた段階ではしたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、資料編のほうで大変恐縮なんですけれども、ご質問させていただきたいと思えます。

資料編の11ページ、防災備蓄倉庫別備品状況という欄なんですけど、数量にばらつきがありますのは、人口の問題等もあると思えますので理解できるところなんですけど、それぞれの物資が準備をされている地域と、そうでない地域というのがあるかと思えます。この辺はどのような考え方で準備をしたところと、していないところというのがあるのかをお伺いしたいと思うんですけれども。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） まず、食料等につきましては、人口の約5パーセント程度というふうに言われておりますので、そういうものを目標に備蓄をしていくということで、あとそれぞれの地区によって、ばらつきがあるということですが、それぞれの収納スペース等があるものと思えますけれども、その辺のはっきりした理由というのは、ちょっと今大変申しわけありませんが不明でございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

きょう、その細かいところはあれなんです、私この備品見ておまして、できましたらマスクを、使い捨てマスクを入れておいていただけると非常にいいのではないかなというふうに感じました。今、課長さんがおっしゃいましたように、倉庫の範囲も限りがあるとは思いますが、マスク、そんなに大きなものではなくて。

なぜお願いをしたいかと申しますと、一つは、やはり風邪とかそういった予防にもつながるかと思えますし、冬場ですとマスクをするだけで暖かいという、ちょっと暖房の役目とまではいきませんが、そういう場合もございます。

また、大きな地震等の場合ですと倒壊等しますと、その粉じん等で非常に空気がよくないということで、これは東北の災害のときにも非常にその辺に、鼻炎というんでしょうか、そういうものでも住民の皆様、随分悩まされたということで、マスクが不足しているというお話も聞きましたので、かさばるものでもなく、価格もそんなにかかるものではないのではないかと思いますので、ご検討いただけたらと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 貴重な意見をいただきまして、そういう金銭的にもそのような予算が、膨大な予算を要するものではございませぬので、そういうものは備蓄したいというふうに考えます。

ありがとうございます。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それと、最初にお礼を言うのを忘れてしまったんですけれども、全員協議会でお願いしたこと、いろいろご検討いただきまして、ご配慮いただいて入れていただきましたこと、本当にありがとうございます。

次になんですけれども、やはり資料編の46ページ、これは町長にお伺いをするような形になるかと思うんですが、あくまでも参考意見ということでお伺いをさせていただきたいと思えます。

資料編の46ページ、上から3番目でございます。

被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とするというふうにうたわれてございます。最近、テレビ等でいろいろと悲惨な災害の状況等見ておりますけれども、7日目で見つかったとか10日目で見つかったとかという、そういった状況も見聞きしている

わけでございます。この3日ということに関しましては、本当にある程度目安という形で考えさせていただきまして、状況によってはもう少し延ばして捜索をしていただくことも可能なかというところで、参考までのご意見ということで、伺わせていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、お答えさせていただきますけれども、これは千葉県の災害救助法施行細則という県の決まりですね、その中に入っているということで、それを資料ですから、ただ単にそこにコピーを入れてあるというようなことで、町の考え云々というようなことではない。県の例規をここに載せたということで、ご理解いただければと思います。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、承知しております。県の資料ということでございますので、実際町で起こりましたときに、町長が本部長というお立場におつかれになると思うんですけれども、そういったとき町長はどのようなお考え、ご判断をされるのかなというのを、ちょっと伺ってみたいという思いがあるんですが。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは、県の、今課長の答弁したとおりなんです、人の命が3日ぐらゐの目安ということなんで、これは一つの目安でございますので、それは状況によるんだと思います。あくまでも今言ったように、県のものに大体それを入れてありますので、また状況は全て違いますので、必ずしもそれが当たるものではないと思います。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

（「はい、ありがとうございます」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） すみません。防災訓練、毎年やっていると申しますが、これも当然新しい計画ができたわけですから、それに伴って当然やり方等も変わってくるものと考えますが、その辺はどうなりますかね。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 防災訓練ですけれども、今年度総元地区を対象として実施した

いというふうに考えております。

それで具体的な内容は、まだ決定をしておりませんので、これから消防団、また地域の方々といろいろ話し合いながらしていきたいと思いますが、毎年同じような形になっておりますので、できれば少し変えてやればなどは考えております。

(「ルールに基づいて議事進行、もう3度以上じゃないですか」の声あり)

○1番(根本年生君) すみません。

今、私、個人的に意見で申し上げたんですけれども、一つのこの防災というと幅広いですよ。要は1つの問題について3回ということじゃなくて、仮に、震災でやって、今度別の問題でやるということはだめなんですか。これ全体で、1人3回まで。それとも震災で、私が気になることをやって、次、風水害でも気になることがあったから、それで3回ということではないんですか。それでだめだというなら、私、質問とりやめますので。

○議長(志関武良夫君) 質疑を行います。どうぞ。

(「項目ごとですか。当初予算と同じような感じで進めるんですか」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 質疑が幅広いいろいろな問題が、防災計画の中では発生しておりますから、その問題について、別の質疑においての3回の質問、これを基本としますので、今回はそれを認めます。

1番根本年生君。

○1番(根本年生君) はい、ではすみません。

防災訓練は見直す方向であるということなんですけれども、見直す方向として、そのとき役場の、ちょっと私よくわかんないんですけれども、役場自体も仮に総元地区でやったら、役場の事務所内もそれに伴って防災訓練の対象になっているのか。役場の附属機関ですよ。そこは、あくまでも総元地区のグラウンドの中だけというんですかね。そこだけの防災訓練ということで、そのほかの町の、要は事務所とかほかの施設もありますよね、そういったところは防災訓練の対象になるというか、一緒にやるとか、そういうことはないでしょうか。

○議長(志関武良夫君) 総務課長。

○総務課長(加曾利英男君) 防災訓練を見直すという、訓練の仕方を見直すということではないんですけれども、基本的には、これまでそれぞれの地区を回ってきておりますので、基本的にはそんなに変わらないのではないかと思います。ただ防災訓練を、これ町の職員でや

るあれではございませんので、地域の方、消防団がどうしても一番力になりますので、そういうものともこれまでもそうですが、いろいろ打ち合わせをして、こういうふうにしたいと、そういうような中でやってきてるわけですので、これからも消防団、地域の皆さん、そういう意見を聞いて、こういう訓練がしたいということであれば、そういうふうにしたいというふうに考えております。

それと、その中で、町と一緒にやるということですが、それもできないことはないと思いますけれども、ただ町としてもその業務等もある場合もあるし、大規模になりますと、また非常に難しい面もあろうかと思っておりますので、当面、町も一緒にやるということではなく、総元地区で、その現地対策本部というような形で、町の本庁、役場のほうと連絡をとりながらやるというようなことにしたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） たまたま災害が総元で起きたんだと、そこに現地の対策本部なりができますよと。そうすると、それについては、当然災害が起きた場合には、役場全体が、その対象になると思うんですけれども、何か総元地区で災害等、全庁的に広がっていないような気がして、もうちょっと災害が起きた際には全庁的に、たまたま災害が総元で起きたのであれば、全庁的な対処が必要になるんじゃないかと思うんですけれども、その辺は、どうなんでしょうかね。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今までの訓練は、どちらかというと、町ということではなくて、地域の皆さんにどう動いてもらうかということが、地域の実情に合わせたものを行っているわけですね。

それで、町はどちらかというと、全体になりますから、そうするとそこだけではなくて、いろいろ、恐らく災害はその1カ所じゃありませんので、どちらかというと、町はその連絡体制とか、それをどういう形で、それを全体をまとめていくかという形になりますので、それはまた別の動き方になると思いますので、その辺は分けてやったからといって、それはつながらないということではないと思いますので、その辺は地域ごとに、今やっています、むしろ地域の人にどうやって動くかと、そのときに地域的にどうやってやるかということ、それぞれ毎年やっていますので、それはそれで続けていきたいと思いますが、町は町としてまた別途にまたやりますので、ご理解を戴きたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長(志関武良夫君) ほかにございますか。

9番吉野僖一君。

○9番(吉野僖一君) 震災の88ページに、資料編のほうにヘリコプターの臨時発着場の適地一覧表というのが出ているんですけども、資料編の6ページこれ見ると、学校がほとんどなんです、そのほかに広いところとか結構あるんで、学校は当然避難場所になるし、そこら辺がどうなるかということもあると思うんですが、一応ここに学校ということで、学校がほとんどですね。中野駅とか結構広いところあるんで。もう少しふやしたほうがいいかもしれない。それは適時対応するということでよろしいですかね。

○議長(志関武良夫君) では質問なしで。回答なしでいいの。

(「いい」の声あり)

○議長(志関武良夫君) ほかに質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

総務課長。

○総務課長(加曾利英男君) それでは、どうもありがとうございました。

それで、防災会議のほうでもお願いをしたわけですけども、これから印刷を開始しますけれども、その中で、意味の変わらない中で、例えば誤字脱字等もし仮にございましたら、それは修正の上、印刷のほうをかけたと思いますので、大変申しわけございませんがよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

---

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第4、議案第41号 平成27年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第41号の説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、ふるさと納税と地域公共交通活性化協議会に関する予算を上程させていただきました。

それでは本文の説明をさせていただきます。7ページをお開きください。

平成27年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,057万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,655万9,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によることを定めるものでございます。

事項別明細書により、補正予算の説明をさせていただきますので、10ページ、11ページをお開きください。

2、歳入、款17寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金、2億円の増額補正は、ふるさと納税の申し込みが5月15日現在で1,423件、5,720万円と、当初予算の5,000万円を超過してしまいましたので、増額を見込み計上させていただきました。

次の、款18繰入金、項1基金繰入金、目6ふるさと基金繰入金、1億4,575万8,000円の増額補正は、ふるさと納税事業に充当するため、基金から繰り入れるものでございます。

次の、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金、481万3,000円の増額補正は、今回の補正の一般財源として繰越金を充てたものでございます。

3、歳出、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、3億5,057万1,000円の増額補正は、説明欄の事業ごとに説明をさせていただきます。

ふるさと基金積立事業の2億円は、ふるさと納税寄附金をふるさと基金へ積み立てるものでございます。

次の、地域公共交通対策事業、481万3,000円は、町の公共交通網形成計画を策定するため、大多喜町地域公共交通活性化協議会を3月25日発足し、協議会から国に補助金として798万2,000円を要望いたしました。

しかし国からは、316万9,000円が内示額として示されたものでございます。このため、法定協議会で行う予定の公共交通の現状の把握、住民の要望等の把握、地域に適した交通体系の検討等に要する事業に支障が生じますので、差額の481万3,000円を町から補助するものでございます。

次の、ふるさと納税事業、1億4,575万8,000円の4節共済費と7節賃金は、ふるさと納税に係る事務量が著しく増加しており、通常の実務事業に支障を来しておりますので、臨時職員を雇用する予算を計上させていただきました。

8節報償費、1億4,000万円は、ふるさと納税の謝礼品としてふるさと納税額の7割を見込み、計上しました。

11節需用費は、感謝券やチラシ、納付書の印刷代等でございます。

12節役務費は、郵便料で、14節使用料及び賃借料の代理収納システム利用料は、ヤフー公金支払利用料の1パーセントに消費税を加算したものを見込み、計上させていただきました。

以上で、平成27年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 一般会計補正予算の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ありがとうございます。

地域公共交通対策事業について、まず1点目伺います。

対策協議会の中に、県の職員だとか国交省の職員だとか入っていたかのように記憶があるんですけども、たかだか小さい町の地域交通をやるには随分大げさな人員配置というか、そういう印象を持っているんですね。一体、本当に狙っていることは何なのよ、町内を回すだけで、どうして県や国の職員が入る必要があるのかなという疑問を持っております。その辺の説明をいただきたいと思うのが1点。

もう一つ、ふるさと納税事業なんですが、かなりの寄附金が集まっているということについては、ありがたいことだと思います。きょうの千葉日報だったと思いますけれども、ふる

さと納税の謝礼というか、ここでいうと報償金の中に、金額を書いてあるようなものというのはまずいんじゃないか、大多喜町にも指導したというような記事が、千葉日報に乗っていたと思うんです。その辺の状況を説明していただきたい。

どういうものを、大多喜町に求めて、ふるさと納税の申し込みがあるのか、もしかしたら、そのことは、まちおこしの外の人たちは、私たちの町にどういう産業を求めているのかという、まちおこしの大きなヒントになるかもしれない。単にお金が集まるだけではなくて、そういう外から求められているものを知るという意味では、役に立つのではないかと。そういう利用法が考えられないかと。後で一覧表いただいてもいいのですが、どういう傾向があるのか教えていただきたいことが一つ。

もう1点、臨時職員を雇うということなので、どういう勤務形態で、どういう条件で雇うのか説明してください。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 初めに、大多喜町地域公共交通活性化協議会の委員の関係でございますけれども、これにつきましては、地域公共交通活性化再生法というものに基づいた協議会、法定協議会というふうと呼ばれておりますけれども、そのため、市町村長を含めた国の国土交通省関東運輸局千葉支局長、またはその指名する者とか、千葉県総合企画部で交通計画課長、またはその指名する者ということが、法律で定められているということなんです。

それらが一体的に集まって、協議をして、初めて町のその公共交通というものが定められると。これはもちろん地域の住民の方も入っていただくような形では構成しておりますけれども、その一員として、先ほどご指摘のありました国交省の職員、そして千葉県の職員が入っているということで、ご理解をいただきたいと思います。

次に、ふるさと納税のほうでございます。

1点目は、まず、きょうの新聞報道ということだと思いますけれども、ご質問のとおりふるさと納税の返礼品の表示につきまして、千葉県から電話で注意がございました。町の返礼品の一つとしてふるさと感謝券がございましたけれども、ふるさと感謝券につきましては、1万円で7,000円相当ということで表示をしてございます。この、返礼品の価格表示が適当ではないので、自粛するようというような注意でございます。この注意に対しましては、町のほうで価格表示を今後自粛するというので、回答させていただいております。

それともう2点ございますが、1点の傾向につきましては、一番多いのが、やはり金額的

には45パーセント程度を占めておりますふるさと感謝券というのが、非常に多くなっております。そのほかにつきましては、数量的にいろいろなものもございます。また、時期によって、例えば今回はお米の関係とかそういうもの、あるいはタケノコの時期になるとタケノコとか、それぞれその時期時期でいろいろなものが特産品ということで、希望する方が多いということでございます。

それと、3つ目の臨時職員の関係でございますが、町といたしましては、1年間1人の人をずっと長い間雇用するというのではなくて、短期間の時間で雇用ができればいいというふうに考えております。例えば、1日5時間とか4時間とか、そういう時間でその翌日の朝来たときにどのくらいの事務量があるか大体わかりますので、納税されたものがわかります。それを1日処理していくということと、それとクレジットカードで納付される場合がございます。それにつきましては、月に2回、そのお金が振り込まれてくるというような形になります。そうすると、そのときというのは、結構な数を、いろいろなものを発送しなくちゃいけないという手続がございますので、そういうときには、例えば2人とか、その時期時期に合わせて、それぞれ雇用ができればいいというふうに考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） その公共交通のほうなんですけれども、例えば住民が求めているものって、住民サイドで考えると便利に使えるデマンドバス、デマンドタクシー、その程度で住民レベルというのはあると思うんです。

この前、観光客が東京からバスで来て、オリブのところでおりて、こっちへ来るのにどうのこうのというのがありましたけれども、それよりもまず、今住んでいる人たちが不自由をしないということを考えると、デマンドなんかを回すのに、国交省や県の職員が入る必要はあるんだろうかという疑問があるんですね。

だから、職員、その県や国の職員を入れなければならない、法的協議会、何を求めているから県や国の職員が必要なんだという疑問がまだまだ聞いても残ります。

住民の意思とかけ離れて、多額のお金のかかるような交通網がもくろまれているのではないかというそういう疑問も、心の中ではありますけれども、その辺もお答えいただきたいと思います。

それと、価格表示の件ですが、価格表示をやめるのか、感謝券をやめるのか、どっちだっ

たんでしょうか。

それと、雇用なんですけれども、忙しいときには2名、1日の中で1日勤務ではなくて、短時間勤務でというんですけれども、人の手当のめどというのはついているんですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 最初のご質問でございますけれども、地域公共交通の、この法定協議会の関係ですけれども、やはり町が有償交通をやるという場合には、国交省の許可とかそういうものが必要になってくるものでございます。それと、事業者ということで考えます……それと、いろいろなこの交通形成計画をつくるに当たって、いろいろな交通計画にたけている人に集まっていただいて、やはり計画をつくるという、その原案をつくっていくというのは、やはりこれは一つ必要なものだと思うんです。

デマンド交通というお話が出ましたけれども、やはりこの公共交通というのをやれば、必ず負担は出ます、町の負担が。したがって、いかに、継続可能な交通計画をつくっていくかというのが、やはり一つの焦点ではないかというふうには考えております。

それと、国の職員とか県の職員につきましては、ほとんど費用がかからないで、法定協議会で招集しますので、本来公務で来ることになりますので、それについてほとんど費用がかからないということをご理解をしていただければというふうに思います。

それと、2点目の価格表示かふるさと感謝券かということですが、価格表示をやめようということでございます。ふるさと感謝券は、これからも続けていくということをご理解いただきたいと思います。

3つ目が、臨時職員につきましては、まだ現在では当ては特にございません。できれば、パソコンとかも使いますので、そういうものが処理できる人がいればいいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 課長、先ほどのけさのメディアの件で、もう少し具体的に説明できたらと思うんですけれども、市川市と大多喜町だったですね。市川市は県の言うことを聞かないと、はっきり言ってそんなような新聞に載っていたんですけれども、大多喜町はどういう意味で、意見を取り入れて、県のほうに答弁したか、そこら辺ちょっと具体的に説明できればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 町の場合は、あくまでも表示がされているということで、その辺で注意があったんです。これにつきましては、総務省のほうから技術的助言ということで、寄附の募集に際して、当該返礼品の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により、寄附の募集をする行為、例えば返礼品の価格や返礼金の価格の割合の表示については自粛していただきたいんだということで、技術的助言がございました。

したがって、これについては、町のほうでも従うということで、ふるさと感謝券の7割表示をやめて掲載しましょうということがございます。

市川市のほうは、換金性の高いプリペイドカードのようなものはだめですよというのが、そのときに一緒にされているんです、通知の中で。そちらのほうで、余り好ましくないんじゃないかということでしたんですけれども、たしかTポイントカードか何かだと思っただけなんですけれども、市川市のほうは。それについては換金性がないからそのまま続けるということで、多分市町村課のほうに回答したのではないかなということがございます。

○議長（志関武良夫君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 大体わかったんですけれども、大多喜町の件も、例えば大多喜町の出身の東京の方が、1万円寄附されて7,000円ぐらいの券を送った場合、その知人とか親戚に、その券お前にやるよという売買した場合、売買じゃなくて、やった場合、それは問題にならないでしょうか、そういうことは。別に問題ないですか。

○議長（志関武良夫君） 企画計画課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 本来の目的というのは、来ていただいて使うということが目的でございますので、ただそういうふうに使われたとしても、やはり経済効果というのはある程度あると思いますし、それについては、町としてはどのように使ったかということろまでは把握できませんので、このまま続ける予定であります。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今、ふるさと納税が、何回か言っているんですけれども、カタログショッピング的な傾向になってて、やっぱりこれも新聞にちょっと前に載っていたと思うんですけれども、いすみ市のほうもかなり今度宣伝というか、カタログ的なものを商品ふやしたりなんかして、4月1カ月で2,500万とか600万の何かあったということで、これ、当面はそれでいいんでしょうけれども、当然どこかでこういったことは行き詰まってくるんじゃないかな

ろうかと。それで、本来のふるさと納税のあり方、ふるさとを大切に思うというか、この町が好きだからというようにところを逸脱してくるようなところがあると思っています。

それじゃいけないと思って、恐らく町のほうも事業を高速バスの運行事業とか、面白峡の整備事業をやるんでこちらのほうに寄附してくださいよということを掲げてやっていると思います。行く行くは大多喜町でやっている事業を応援してもらうんだという方向に進むべきだと思っていますけれども、事業を応募するにしても、この高速バスの運行事業、果たしてこれ予算がどのくらい必要で、寄附がどのくらい集まればできるんだとか、普通寄附集めるときには、一般的ですよ、このくらいの寄附を、総予算がこのくらいなんで、そのうち寄附これだけくださいとか、集めたいと思っています、何年度から始めて、じゃ、来年度から始めるんですよ、5年で終わるんですよということを明示してやらないと、なかなか難しいんじゃないかと。

あと、面白峡の整備事業についてもそうです。総事業費が幾らで、寄附をこのくらい、予算が足りないとか足りるとかという話になるかもわかりませんが、それを明示してやって、さっき言ったようにいつから始めるんだと、いつ終わるんだと。じゃ、寄附したけどいつ始まるかがわからない、いつ終わるかもわからない、こういうのは、ちょっと不親切じゃないかと。

ですから、恐らくこれは多分、私もこの事業、長期間にわたるような気がしてならないんです。ふるさと納税の目的で、仮にふるさとの山とかを守るとか、仮に大塚山のハイキングコースを整備するのに500万かかりますとか、あと上瀑の梅畑を整備するということがありましたよね。あれも、仮に費用が300万かかるんだよとか。あとは、そのほかにはモミジの植栽とか、いろいろ何かあと薬草園も、今非常にいろいろ苦勞なさっていると思うんですけども、薬草園を整備するのに、いろいろな薬草があつて貴重な財産だと思います。ああいったものを生かすために、寄附してくださいとか、そういった事業のほうに少しシフトしていくように、今後は考えていくべきだと思います。

それで、ちなみに高速バスの運行事業と面白峡の歩道整備事業には、幾らぐらい寄附が集まってきているのか。だから、最初のいろいろな事業に応援していくんだよということと、この高速バスと面白峡の歩道整備事業にはどのくらい集まってきているのか、それを教えてください。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） まず初めに、その目的でございますけれども、目的について

は、やはりその2つと、ほかに町長がある程度使えるものということで区分されております。

そして、これが金額なんですけれども、高速バスのほうは今のところで、去年の関係ですけれども6万6,000円。

面白峡の遊歩道の関係で28万2,000円という金額です。

その残りのほとんどが、やはりお任せというのが非常に多いんですね。ですから、これについては、もちろん町長の裁量権でございますので、この必要に応じてそれぞれの事業を推進していくというような考えでおります。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） そうしますと、今が高速バスの運行事業と面白峡の整備事業、寄附といっても、正直この事業やるについては本当にわずかな金額ではなからうかと思えます。そういうのは、もっと具体的に、さっき言った大塚山のハイキングコースを整備するんだと、整備して、それを皆さんが来て親子連れとか家族で楽しめる、自然を楽しめるものができるんですよとか、そういった方向に少しもっと事業を、大多喜町のやる事業を、成功させるために寄附してくださいというような、そういった具体的にもっと細かいというんですかね。

それで、これどこかでもいろいろなことやっていると思うんですけれども、ホームページ上に事業の内容をもっと明確にあらわして、写真とかイラストとかいろいろなものを載せて、完成後はこうなるんですよと。そうしたら親子が楽しめる自然豊かな場所ができるんですよというような形で、もっとアピールをするような形と同時に、事業を見直していったらいいかなと思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） このふるさと納税につきましては、当初私がこれ始めるときのお話は、今さっきお話したとおりでございます。やはり目的を持ってやるということで、これは、私の最終的に、なぜこれを始めたかというのは、その原点はそこにあります。

それで、もう一つは、私どもある程度試算はしております。この辺まで集まったらいいではないかというような試算はしております。ただ、今ここでは、まだはっきりとした数字ではございませんからあれなんです、それきちっと数字を出しているところでございます。

ただ、もう一つは、このふるさと納税は、私はそんなにいつまでも続くとは思っていません。ですから、短期間で私は勝負をする以外にはないと思っています。この制度は、やはりいつまでも、これからずっと続くなんてことは考えられないんです。ですから、短期勝負であるということは、私どもは既に腹に決めております。

そういうことで、その中で、私ども考えていた以上のものになれば、今言ったようなところに使うことも十分だと思います。

ですから、短期間にどのくらい集められるかということだと思っています。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ですから、先ほど町長言ったように長くは続かないだろうと、私もそのように思います。ですから、この際、こういった事業をやっているんだというPRというんですか、大多喜町は自然を大切にしているんだよ、自然を守っているんだよというPRの方面を兼ねて、いろいろな事業をイラストで、写真つきで紹介するような方向に持っていくべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） それは、もう既に見ていただければおわかりのように、毎月、これは今定例会議やっています。それは関係者、業者を集めて。やはり、これは、今、今年度の数字は公表されませんが、多分、今私の想像では、ここに今上程した金額は千葉県でナンバーワンなと思います。全国でも恐らく有数になると思います。

ですから、そういう数字であることは間違いのないと思いますが、ただ、これもやはり全国の競争ですから、ただ、それをやれば来るというものではないんですね。ですから、このやつをやったら来るということではなくて、やはりいかに寄附する方が、大多喜にやろうということに向けるようなものでなければならぬと思いますので、それは、毎月の会議の中で常にやっぱりリニューアルをしていく。私ども、ディズニーランド方式じゃありませんけれども、この方式はやはり最大のものであると思っています。

ですから、その手法をしっかりと取り入れながらやっているところでございます。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 私もふるさと納税について、ご質問させていただきたいと思っております。

ふるさと納税が大変いい結果が出ておりまして、ある意味喜ばしいことだとは思っているんですが、ちょっとこのお金の部分と、寄附をしていただいております部分と、事業費等が出ていく部分、それからいただいた部分のお金の活用という部分で、余りにも金額が大きいので、実際の数字が余りよく見えていなくて、ちょっとまやかしか状態にあるような印象を受

けております。

税収のほうで確認、というかちょっと聞いた話ですと、私、もし間違っていましたら失礼なんですけれども、今、私はこのふるさと納税が大きく活発に行われているというのは、一つは税の申告の方法が変わったというのもあると思います。一昨年までは、たしか自分で確定申告か何かのときに、ふるさと納税をしたものに対して申告をしなければいけなかったと思うんですけれども、たしか今年度あたりからでしたでしょうか、1人5件までは全く申告を自分がしなくても、寄附をしたところの行政がいろいろとやっていただけるということで、そういう煩わしさもなくなったということもあるのではないかと感じております。

そうなりますと、私は大多喜町の町民の方も今のカタログショッピングじゃありませんけれども、いいところを見て、ほかの市町村に寄附をする人も、昨年度聞いたときはそんなにいませんよということでございましたけれども、多くなるのではないかと、そういった懸念も感じております。

そういった中で、これふるさとに当たる地方団体が受領した寄附金と住所地において控除される住民税の交付税上の取り扱いということで、ちょっと私調べたもので、日にちが載っていなかったのも、今の事件に該当しているものかわかりませんので、もし間違っていましたら失礼いたします。

寄附受領団体においては、基準財政収入額に当該寄附金は算入されない。これは、寄附を受けた分、交付税が減少することはなく、寄附金額全額が収入の増となるということです。非常にいい部分のお話がうたっていると思います。なお、住所地ですね、住所地の地方団体においては、要するにこちら側がこちらの大多喜町の住民の方が、ほかの市町村に寄附をしたということになると思いますけれども、その場合においては、基準財政収入額が住民税の減少分の75パーセント分減少するということです。交付団体については、住民税の減少分のうち75パーセント分は交付税が増加することにより賄われる。残りの25パーセント分は当該団体の収入減となる、とこのようにうたわれておりました。

ということは、大多喜町の方がした場合の、ふるさと納税をした場合の収入の減というものも、町のこれからの財政収入ということの中には、少し頭の隅に置いていただかなければいけないのではないかと思います。それから、寄附金に関しましては、寄附金の積み立てという形で、上積みをしていただいておりますけれども、やはり事業費がかなり私がかかっているような、ふるさと納税をやっていただく事業ですね、例えば印刷代ですとか、今回の人件費とかというような形で、結構かかっているような印象を受けております。

その中で、返礼率が70パーセントということを考えますと、実際にいただいているふるさと納税の中から、実質的にふえて事業に使わせていただくお金というのは、どのくらいなんだろうと。やはりこの辺をしっかりと見据えていただきながら、ふるさと納税を活用した事業展開を行っていただきたいと、このように思うわけですがけれども、この点いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 住民税の減税につきましても、当然町の住民税が減少する可能性もございますので、一番最初に何割にしようか、どういったものを送ろうかといったときに、やはり協議をいたしまして、やはり後発として出るからにはある程度の返礼は必要だろうということで実施してございます。

試算もある程度はさせていただいたんですが、今ちょっと手元には資料がないんですけれども、町では非常にまだ件数が少ないということもございます。仮に、先ほど言われたように交付税の関係でお話しさせていただきますと、交付税の収入額から75パーセント分が、本来はその町の収入だよということで見られます。大多喜町の場合ですと、それが少ないために需要のほうが多いということで、その差額分を交付税ということで交付されておりますので、逆にその75パーセント分、もし減った場合、減った75パーセントというのは、逆に言うと交付税で入ってくるというふうに理解していただければと思います。

その25パーセントについては、当然のように地元で負担しますよということもございますけれども、今の段階では、このふるさと納税の金額のほうが大幅に上回っている状況ですので、その点ではご心配がないと思いますけれども、これからやはり推移を見ながら、その都度その都度検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎休会について

○議長(志関武良夫君) 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、あす21日から本年6月30日まで休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

よって、あす21日から6月30日までを休会とすることに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(志関武良夫君) これにて本日の会議を閉じます。

散会とします。

大変お疲れさまでした。

(午後 3時31分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成27年 7月23日

議 長 志 関 武 良 夫

署 名 議 員 野 村 賢 一

署 名 議 員 江 澤 勝 美